

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

令和8年8月21日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	川上地区	令和8年3月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	高須地区	令和8年2月27日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	下谷地区	令和8年2月27日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	奥地池地区	令和8年2月27日
高松東南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	柴垣地区	令和8年5月15日
〃	単独市費補助土地改良事業 (農道事業)	西横田地区	令和8年5月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	松ノ木3地区	令和8年5月15日